

2021年（令和3年）1月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び  
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）12月23日付けで諮問（第1046号）された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経緯

本件については、兵庫県西宮警察署司法警察員から、犯罪捜査のため、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、本市が藤沢駅北口に設置している防犯カメラが記録した画像データの情報提供を求められたものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、条例第12条第2項第2号の法令等に定めがあるときに該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する画像データ及び提供方法

(ア) 藤沢駅北口ペDESTリアンデッキ南側に設置している防犯カメラ1台に記録された、次の時間帯の画像データの閲覧

a 2020年（令和2年）11月17日午後2時30分から午後3時まで

- b 2020年（令和2年）11月17日午後4時30分から午後5時30分まで
- c 2020年（令和2年）11月18日午後2時45分から午後3時15分まで
- d 2020年（令和2年）11月18日午後4時40分から午後5時40分まで

(イ) (ア)の閲覧による確認を経て、実施機関が捜査のため必要と認めた部分の画像データを記録媒体に保存して提供

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

イ 目的外の提供先

兵庫県西宮警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した兵庫県西宮警察署司法警察員によって行われているものであり、受け取った情報については、守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会に対する画像提供の具体的な必要性について、捜査機関である兵庫県西宮警察署の担当警察官から聴き取りを行ったところ、今回の照会の基になった事案は、未成年である大学生（以下「行方不明者」という。）が母親と2020年（令和2年）11月8日午後11時までLINEでやり取りをしていたが、その後、兵庫県西宮市内の下宿先に携帯電話を置いたまま連絡を断ち、行方不明となっているものであり、母親から捜索願が出されている、とのことである。

鉄道会社等の協力により、行方不明者が新幹線で新横浜駅まで移動し、同年11月10日午後9時頃にJR藤沢駅改札を出て、藤沢駅北口から、何者かの乗用車に乗っていった可能性があることが判明しているが、乗車場所を映している防犯カメラが無く、車及び車に乗っていた者は確認できていない、とのことである。また、行方不明者は、途中駅のトイレで着替えをしており、追跡を困難にしようとしている可能性があることから、何者かの指示を受けて行動している可能性があり、何らかの犯罪に巻き込まれているおそれがある、とのことである。なお、今回の照会とは別に、同

年11月17日に兵庫県西宮警察署司法警察員から照会があり、生命にかかわる犯罪に巻き込まれている可能性があることから、緊急かつやむを得ない事情であると判断し、条例第12条第2項第3号の規定に基づき、本市が藤沢駅北口に設置した防犯カメラの同年11月10日の画像データを提供している。

今回の照会は、その後の捜査で、今回照会があった時間帯に、JR藤沢駅の改札を行方不明者の交通系ICカードで入場及び出場している事実を確認したが、鉄道会社の防犯カメラの画像データが既に削除されていることから、本市の防犯カメラの画像データを確認し、当該ICカードを使用した者の特定を行いたい、とのことである。

以上のことから、本市の防犯カメラに行方不明者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報であり、また、当該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性、及び本事案の事実関係を明らかにするという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要があると判断したものである。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難であることから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断したものである。

(4) 実施日（予定）

2021年（令和3年）1月14日

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 回答書（案）
- ウ 防犯カメラ設置位置と行方不明者の足取り
- エ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」（1）及び（2）のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した兵庫県西宮警察署司法警察員によって行われているものであり、本件照会の具体的な必要性について、捜査機関である兵庫県西宮警察署の担当警察官から聴き取りを行ったところ、次のように述べている。

今回の照会の基になった事案は、行方不明者が母親と2020年（令和2年）11月8日午後11時までLINEでやり取りをしていたが、その後、兵庫県西宮市内の下宿先に携帯電話を置いたまま連絡を断ち、行方不明となっている

ものであり、母親から捜索願が出されている。

鉄道会社等の協力により、行方不明者が新幹線で新横浜駅まで移動し、同年11月10日午後9時頃にJR藤沢駅改札を出て、藤沢駅北口から、何者かの乗用車に乗っていった可能性があることが判明しているが、乗車場所を映している防犯カメラが無く、車及び車に乗っていた者は確認できていない。また、行方不明者は、途中駅のトイレで着替えをしており、追跡を困難にしようとしている可能性があることから、何者かの指示を受けて行動している可能性があり、何らかの犯罪に巻き込まれているおそれがある。

今回の照会は、その後の捜査で、今回照会があった時間帯に、JR藤沢駅の改札を行方不明者の交通系ICカードで入場及び出場している事実を確認したが、鉄道会社の防犯カメラの画像データが既に削除されていることから、本市の防犯カメラの画像データを確認し、当該ICカードを使用した者の特定を行いたい。

なお、実施機関は、今回の照会とは別に、同年11月17日に兵庫県西宮警察署司法警察員から照会があり、生命にかかわる犯罪に巻き込まれている可能性があることから、緊急かつやむを得ない事情であると判断し、条例第12条第2項第3号の規定に基づき、本市が藤沢駅北口に設置した防犯カメラの同年11月10日の画像データを提供している。

また、実施機関では、本市の防犯カメラに行方不明者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報である、としている。

以上のことから判断すると、個人情報をも目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難である、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上